

株式交換による「新日鐵住金(株)による当社の完全子会社化」と
「当社と新日鐵住金(株)及び新日鐵住金ステンレス(株)との
ステンレス鋼板事業統合」に関するご説明

日新製鋼株式会社

目次

株主の皆様へ	1
I. 新日鐵住金による当社の完全子会社化について	2
1. 完全子会社化の目的	2
2. 株式交換の概要	3
(1) 株式交換の日程	3
(2) 株式交換の方式と割当ての内容	3
3. 株式交換の割当て内容の根拠等	4
4. 第三者委員会からの答申書の取得	5
5. 株式交換の当事会社の概要	5
II. ステンレス鋼板事業統合について	7
1. ステンレス鋼板事業統合の目的	8
2. ステンレス鋼板事業統合の概要	8
(1) ステンレス鋼板事業統合の内容・方式	8
(2) ステンレス鋼板事業統合の日程	8
(3) 統合会社の商号及び本店所在地	9
(4) ステンレス鋼板事業統合の当事会社の概要	9
III. Q & A (想定されるご質問とご回答)	10

株主の皆様へ

当社と新日鐵住金株式会社（以下、「新日鐵住金」といいます）とは、2018年5月16日に開催した両社の取締役会において、2019年1月1日をもって、株式交換（以下、「本株式交換」といいます）により、当社を新日鐵住金の完全子会社とすること（以下、「本完全子会社化」といいます）を決議し、同日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます）を両社間で締結いたしました。本株式交換契約は、当社株主総会における株主の承認を前提としており、2018年12月頃に開催予定の当社臨時株主総会にお諮りいたします。なお、本株式交換契約が承認された場合、当社株式は2018年12月26日をもって、東京証券取引所における上場が廃止となる予定です。

また、当社と新日鐵住金及び新日鐵住金ステンレス株式会社（以下、「新日鐵住金ステンレス」といいます）は、2019年4月1日を目途に、当社のステンレス事業（鋼板、鋼管）のうちの鋼板事業及び新日鐵住金の特殊ステンレス事業（鋼板、形鋼）のうちの鋼板事業の一部を新日鐵住金ステンレスが承継すること（以下、「本ステンレス鋼板事業統合」といいます）をそれぞれの取締役会で決議し、2018年5月16日に本ステンレス鋼板事業統合に係る基本合意書を三社間で締結いたしました。

つきましては、本完全子会社化及び本ステンレス鋼板事業統合の概要について下記のとおりご説明いたしますので、株主の皆様におかれましては、何とぞご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

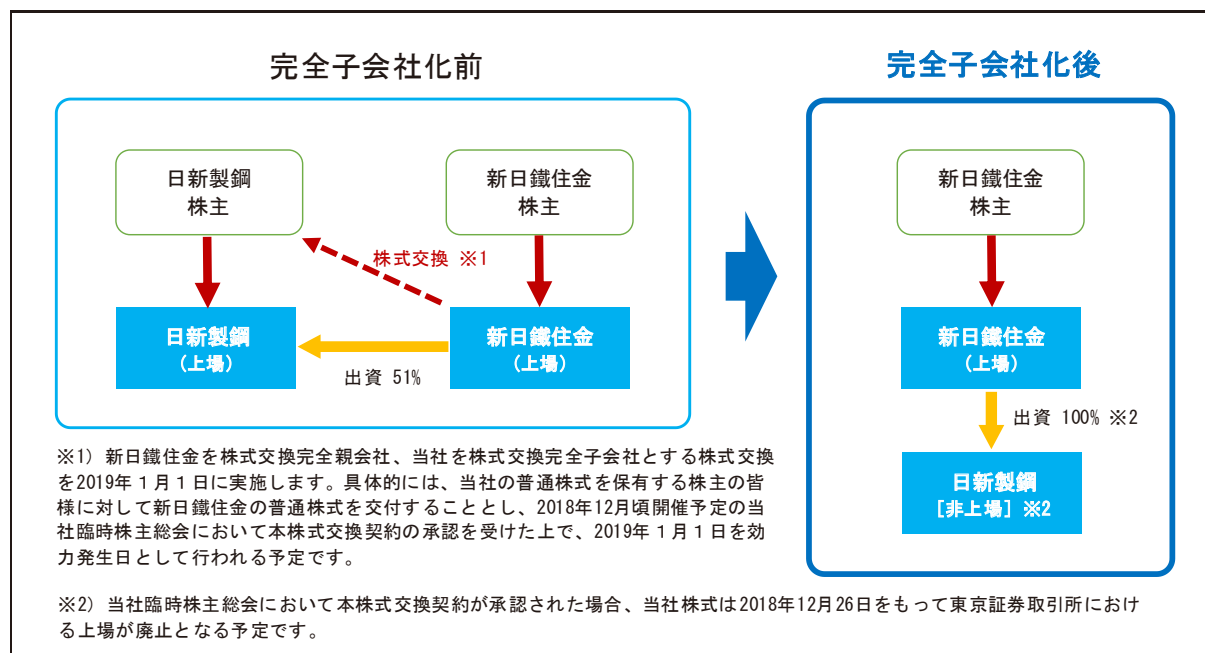
2018年6月4日

日新製鋼株式会社

代表取締役社長 柳川 欽也

I. 新日鐵住金による当社の完全子会社化について

完全子会社化の流れ



1. 完全子会社化の目的

2017年3月、新日鐵住金と当社は、より良い製品・技術・サービスの国内外需要家への提供、グローバル競争を勝ち抜くコスト競争力の構築、資金・資産の効率的活用による強固な財務体質の構築など、企業価値最大化に資する諸施策の推進、相乗効果の創出を目的に、新日鐵住金による当社の子会社化（以下、「本子会社化」といいます）を実現いたしました。

本子会社化の実現以降、新日鐵住金と当社は、両社のシナジー発揮に向け、新日鐵住金の強みである世界トップレベルの技術先進性・商品対応力、鉄源を中心としたコスト競争力及びグローバル対応力に加え、当社の強みである需要家ニーズに則したきめ細かな開発営業等による顧客・市場対応力を活かしつつ、両社の経営資源を相互活用し、営業連携や最適生産体制の追求等により、着実に成果を挙げてまいりました。

製鉄事業を取り巻く環境については、世界鉄鋼需要は長期的に着実な拡大が見込まれる一方、国内人口減少、保護主義化の動き、新興国の自国産化等の鉄鋼需給構造の変化に加え、ITの急速な進歩、自動車メーカー各社の車体軽量化・高強度化ニーズの高まり、EV等新エネルギー車

や自動運転の普及等、社会・産業構造の変化が生じており、更には、持続可能な社会の実現に向けた取組みが企業に期待されてきていること等、長期的・構造的変化の転換点にあるものと認識しております。

このような中、新日鐵住金と当社は、今後の普通鋼、ステンレス事業を取り巻く事業環境への対応等を踏まえると、新日鐵住金グループにおける経営資源の相互活用を加速し、連携深化をさらに推進して、両社の強みを高めつつシナジーの最大化を早期に実現する必要があるとの判断に至り、今般、本完全子会社化を行うことといたしました。これにより、最適生産体制の追求、グループ会社の事業再編等、会社間を跨る施策について、両社の株主間でのコンフリクトの懸念を生じさせることなく、よりスピーディーに事業環境変化に合わせた機動的かつ柔軟な対応が可能となり、当社の強みである顧客・市場対応力をより一層発揮し、お客様中心主義に基づき構築してきたブランド力をさらに強化することができるものと確信しております。

2. 株式交換の概要

(1) 株式交換の日程

本株式交換契約締結承認取締役会（新日鐵住金及び日新製鋼）	2018年5月16日
本株式交換契約締結（新日鐵住金及び日新製鋼）	2018年5月16日
本株式交換契約承認臨時株主総会基準日（日新製鋼）	2018年9月30日（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会（日新製鋼）	2018年12月頃（予定）
最終売買日（日新製鋼）	2018年12月25日（予定）
上場廃止日（日新製鋼）	2018年12月26日（予定）
本株式交換の実施日（効力発生日）	2019年1月1日（予定）

（注1）新日鐵住金については、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより本株式交換を行う予定です。

（注2）上記日程は、新日鐵住金が米国証券取引委員会に提出する Form F-4 による登録届出書の準備その他の本株式交換の諸準備の進捗状況に応じて、新日鐵住金及び当社の合意により変更される場合があります。

(2) 株式交換の方式と割当ての内容

新日鐵住金を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社は、2018年12月頃に開催予定の当社臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、また新日鐵住金については、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、2019年1月1日を効力発生日として行われる予定です。

①株式の割当比率

	新日鐵住金 (株式交換完全親会社)	日新製鋼 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.71

当社の普通株式 1 株に対して、新日鐵住金の普通株式 0.71 株を割当て交付いたします。

②単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、新日鐵住金の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる当社の株主様が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社の株式が 141 株未満である株主の皆様は、新日鐵住金の単元未満株式のみを保有することとなる見込みです。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、新日鐵住金の単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、新日鐵住金の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- 1) 単元未満株式の買取請求制度（100 株未満の株式の売却）
会社法第 192 条等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。
- 2) 単元未満株式の売渡請求制度（100 株への買増し）
会社法第 194 条及び新日鐵住金の定款等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対しその保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる普通株式を売り渡すことを請求し、これを新日鐵住金から買い増すことができる制度です。

③ 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換の結果、新日鐵住金の普通株式 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、新日鐵住金が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた当社の株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式交換の割当て内容の根拠等

新日鐵住金及び当社は、本株式交換に用いられる上記 2-(2)「株式交換の方式と割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、新日鐵住金は野村證券株式会社を、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

新日鐵住金及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンス（企業の事業価値を適正に評価する手続き）の結果等を踏まえて慎重に検討し、新日鐵住金及び当社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、新日鐵住金及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2018 年 5 月 16 日に開催された新日鐵住金及び当社の取締役会において、両社間で本株式交換契約を締結することをそれぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

4. 第三者委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換が当社の株主の皆様にとって適正な条件で実施されることを確認するため、支配株主である新日鐵住金との間で利害関係を有しない独立した外部有識者、当社の社外取締役及び当社の社外監査役の3名で構成される第三者委員会を設置しました。

第三者委員会では、本株式交換の目的、及び本株式交換の手続きの公正性等を検証し、当社は、本株式交換に関する当社取締役会の審議に先立ち、本株式交換が株主の皆様にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を第三者委員会より取得しております。

5. 株式交換の当事会社の概要（2018年3月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	新日鐵住金株式会社	日新製鋼株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 進藤 孝生	代表取締役社長 柳川 欽也
(4) 事 業 内 容	製鉄、エンジニアリング、化学、新素材、システムソリューションの各事業	製鉄事業（鉄鋼製品の製造・販売）
(5) 資 本 金	419,524 百万円	30,000 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1950年4月1日	2012年10月1日
(7) 発 行 済 株 式 数	950,321,402 株	109,843,923 株
(8) 決 算 期	3月31日	3月31日
(9) 従 業 員 数	(連結) 93,557 名	(連結) 7,859 名
(10) 主 要 取 引 先	日鉄住金物産(株) 住友商事(株)	(株)メタルワン 日本鐵板(株) 伊藤忠丸紅鉄鋼(株) 三菱ケミカル(株)
(11) 主 要 取 引 銀 行	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほ銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 三井住友信託銀行(株) (株)みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口） 4.2% 日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口） 4.0% 日本生命保険(相) 2.6% 住友商事(株) 1.9% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口5） 1.8% (株)みずほ銀行 1.7% STATE STREET BANK WEST 1.6% CLIENT-TREATY 505234	新日鐵住金(株) 51.0% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口） 4.3% 日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口） 4.3% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口9） 2.3% ACERINOX, S.A. 1.0% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口5） 0.9% 住友金属鉱山(株) 0.9%

	㈱三井住友銀行 1.5% 明治安田生命保険(相) 1.5% 日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口9) 1.5%	日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口4) 0.8% 日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口2) 0.8% 日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口1) 0.7%
--	---	---

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	2018年3月31日時点で、新日鐵住金は日新製鋼の発行済株式の51.00%に相当する56,020,563株を所有しております。
人 的 関 係	日新製鋼の取締役の新日鐵住金の出身者が2名就任しております。また、日新製鋼の監査役に新日鐵住金の従業員が1名就任しております。
取 引 関 係	新日鐵住金は、日新製鋼に対して原板（鋼片・熱延鋼板・冷延鋼板）を供給しており、日新製鋼から製品（酸洗鋼板・電気亜鉛めっき鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板、アルミめっき鋼板）を購入しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	新日鐵住金は日新製鋼の親会社であり、日新製鋼の関連当事者に該当します。また、日新製鋼は新日鐵住金の子会社であり、新日鐵住金の関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	新日鐵住金（連結）			日新製鋼（連結）		
	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期
純 資 産	3,009,075	3,291,015	3,515,501	217,978	226,223	247,860
総 資 産	6,425,043	7,261,923	7,592,413	708,167	706,418	716,693
1株当たり連結純資産(円)	3,074.28	3,340.21	3,563.80	1,931.19	1,945.79	2,131.12
売 上 高	4,907,429	4,632,890	5,668,663	547,026	525,563	614,196
営 業 利 益	167,731	114,202	182,382	10,087	7,834	17,801
経 常 利 益	200,929	174,531	297,541	6,206	5,998	18,873
親会社株主に帰属する当期純利益	145,419	130,946	195,061	△6,613	1,672	13,014
1株当たり当期純利益(円)	158.71	147.96	221.00	△60.33	15.26	118.74
1株当たり配当金(円)	18.0	45.0	70.0	40.0	5.0	30.0

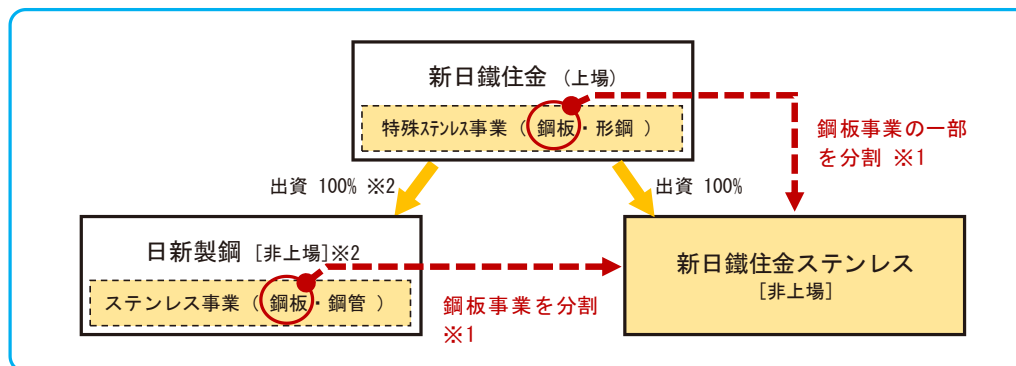
(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日をもって商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しました。

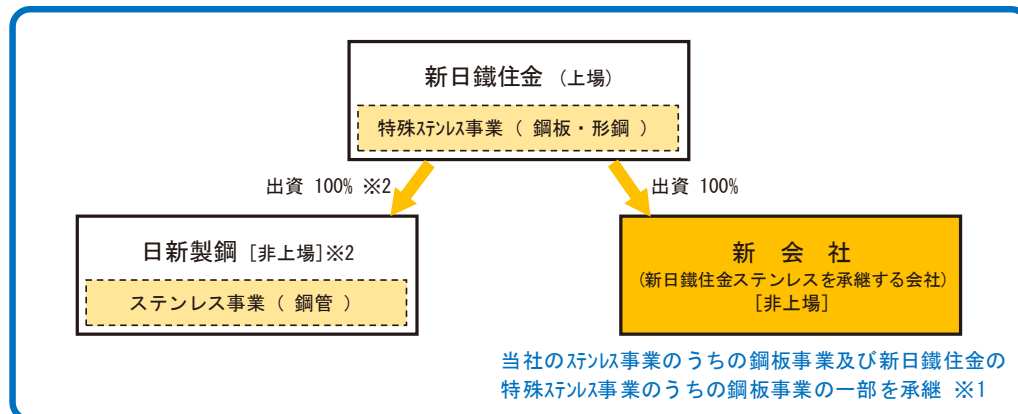
II. ステンレス鋼板事業統合について

ステンレス鋼板事業統合の流れ

ステンレス鋼板事業統合前



ステンレス鋼板事業統合後



※1) 当社と新日鐵住金及び新日鐵住金ステンレスの三社は、新日鐵住金による当社の完全子会社化後、2019年4月1日を目途に、各々のステンレス鋼板事業を統合いたします。具体的には、当社及び新日鐵住金を分割会社、新日鐵住金ステンレスを承継会社とする会社分割の方法により、当社のステンレス事業のうちの鋼板事業及び新日鐵住金の特殊ステンレス事業のうちの鋼板事業の一部を新日鐵住金ステンレスが承継することを予定しております。

※2) 新日鐵住金を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を2019年1月1日に実施します。2018年12月頃に開催予定の当社臨時株主総会において本株式交換契約が承認された場合、当社株式は2018年12月26日をもって東京証券取引所における上場が廃止となる予定です。

1. ステンレス鋼板事業統合の目的

当社と新日鐵住金及び新日鐵住金ステンレスは、本子会社化後、ステンレス事業において、製造・販売・調達等の各分野での連携・相互補完を進めてまいりました。しかしながら、アジア市場での大幅な供給過剰や今後の社会・産業構造の変化等の厳しい事業環境に対応し、発展・成長を遂げていくためには、新日鐵住金グループのステンレス事業の総力を結集し、三社それぞれの強みを共有・拡充し、弱みを補強すること等を通じて、シナジーの最大化等に取り組むことが急務であると判断するに至りました。

今般、当社と新日鐵住金及び新日鐵住金ステンレスは、各々が培ってきたステンレス鋼板事業に関する経営資源を持ち寄り、事業戦略を一体化して、組織・運営体制の効率化はもとより、的確な商品・利用加工技術・サービスの提供等によるお客様の価値の創造、世界をリードする技術開発の促進、ベストプラクティスの徹底追求、最適生産設備体制の構築等を通じたコスト競争力の強化などにより、更なるシナジーを創出いたします。こうして、新日鐵住金グループのステンレス鋼板事業における競争力を高めることで、今後の成長・発展を図るべく、本完全子会社化後、2019年4月1日を目途に、各々のステンレス鋼板事業を統合することといたしました。

2. ステンレス鋼板事業統合の概要

(1) ステンレス鋼板事業統合の内容・方式

当社と新日鐵住金及び新日鐵住金ステンレスの三社は、本完全子会社化後、当社を分割会社、新日鐵住金ステンレスを承継会社とする会社分割の方法により、当社のステンレス事業（鋼板、鋼管）のうち、鋼板事業を新日鐵住金ステンレスが承継し、また、新日鐵住金を分割会社、新日鐵住金ステンレスを承継会社とする会社分割の方法により、新日鐵住金の特殊ステンレス事業（鋼板、形鋼）のうち、鋼板事業の一部を新日鐵住金ステンレスが承継することを予定しております。

新日鐵住金ステンレスが承継するステンレス鋼板事業の具体的な範囲、統合方法その他本ステンレス鋼板事業統合の詳細については、別途三社間で協議し、2019年1月を目途に、本ステンレス鋼板事業統合に係る正式契約において定める予定です。

(2) ステンレス鋼板事業統合の日程

基本合意書締結承認取締役会	2018年5月16日
基本合意書締結	2018年5月16日
正式契約締結承認取締役会	2019年1月頃（予定）
正式契約締結	2019年1月頃（予定）
本ステンレス鋼板事業統合の予定日（効力発生日）	2019年4月1日（予定）

(3) 統合会社の商号及び本店所在地

本ステンレス鋼板事業統合後の新日鐵住金ステンレス（統合会社）の商号及び本店所在地は、本ステンレス鋼板事業統合に係る正式契約において定める予定です。

(4) ステンレス鋼板事業統合の当事会社の概要（2018年3月31日現在）

※当社及び新日鐵住金の概要は「I-5 株式交換の当事会社の概要」（5ページ）に記載のとおりです。

(1) 名 称	新日鐵住金ステンレス株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊藤 仁
(4) 事 業 内 容	ステンレス鋼の製造及び販売
(5) 資 本 金	5,000 百万円
(6) 設 立 年 月 日	2003 年 10 月 1 日
(7) 発 行 済 株 式 数	100,000 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結) 2,302 名
(10) 主 要 取 引 先	NS ステンレス㈱ ㈱メタルワン 日鉄住金物産㈱
(11) 主 要 取 引 銀 行	㈱三井住友銀行 三井住友信託銀行㈱ ㈱山口銀行
(12) 大株主及び持株比率	新日鐵住金㈱ 100%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	2018 年 3 月 31 日時点で、新日鐵住金は新日鐵住金ステンレスの発行済株式の 100%を所有しております。
人 的 関 係	新日鐵住金ステンレスの取締役 5 名全員が新日鐵住金の出身者であり、監査役 2 名のうち 1 名は新日鐵住金の出身者、もう 1 名は新日鐵住金の従業員です。
取 引 関 係	新日鐵住金は新日鐵住金ステンレスに対しクロム系ホットコイル等を販売しており、新日鐵住金ステンレスは新日鐵住金に対しニッケル系ステンレス薄板の熱延作業委託をしております。また、日新製鋼と新日鐵住金ステンレスは、ステンレス熱延材に関する相互供給を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	新日鐵住金ステンレスは新日鐵住金の子会社であり、新日鐵住金の関連当事者に該当します。また、日新製鋼と親会社（新日鐵住金）が同一であり、日新製鋼の関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
決算期	新日鐵住金ステンレス（連結）			
	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	
純 資 産	68,327	89,667	102,422	
総 資 産	131,657	154,585	168,127	
1株当たり連結純資産（円）	683,270	896,670	1,024,220	
売 上 高	234,200	219,564	258,804	
営 業 利 益	6,578	15,534	22,927	
経 常 利 益	5,685	13,746	22,212	
親会社株主に帰属する当期純利益	4,112	20,292	16,075	
1株当たり当期純利益（円）	41,120	202,920	160,750	
1株当たり配当金（円）	11,200	28,600	46,200	

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

Ⅲ. Q & A（想定されるご質問とご回答）

Q 1 上場廃止となったら、保有している日新製鋼の株式はどのようなのか？

A 1 株主様が現在保有されている当社の株式数に応じて、所定の割当比率により、新日鐵住金の株式が交付されます。詳しくは、「I-2-(2)-①株式の割当比率」（3ページに記載）をご覧ください。

Q 2 株式交換とはどのようなものか？

A 2 株式交換とは、上場会社間での経営統合などで広く利用されている手法で、一方の会社の株主に対して他方の会社の株式を交付することで他方の会社が完全親会社となる行為です。本完全子会社化にあたっては、当社の普通株式を保有されている株主の皆様に対して、新日鐵住金の普通株式が交付されます。

Q 3 株式交換によって交付される新日鐵住金の株式の数はどのようなのか？

A 3 本株式交換の効力発生日の前日（2018年12月31日）における最終の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株に対して新日鐵住金の普通株式0.71株が交付されます。

例1）交付される新日鐵住金の株式が単元未満株式のみとなる場合

100株（保有されている当社株式）×0.71＝71株（交付される新日鐵住金株式）

141株未満の当社株式を保有されている株主の皆様には、新日鐵住金の単元株式数である100株に満たない新日鐵住金株式が交付されます。

単元未満株式は市場では売買できませんが、新日鐵住金に対して単元未満株式を買い取る

こと（単元未満株式の買取請求制度）や、また、保有する単元未満株式と併せて1単元（100株）となるよう、新日鐵住金から買い増すこと（単元未満株式の売渡請求制度）も可能です。
詳しくは、「I-2-(2)-②単元未満株式の取扱い」（3ページに記載）をご参照ください。

例2）1株に満たない端数株式が発生する場合

333株（保有されている当社株式）×0.71＝236.43株（交付される新日鐵住金株式）

この場合、1株に満たない端数0.43株につきましては、当該端数部分に応じた金額が支払われます。詳しくは、「I-2-(2)-③1株に満たない端数の取扱い」（4ページに記載）をご参照ください。

Q4 保有する日新製鋼の株式が新日鐵住金の株式に交換されるときに、何か手続きが必要か？

A4 2018年12月31日における最終の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様証券口座に、新日鐵住金の株式が自動的に交付されますので、株主の皆様においてお手続きは不要です。

Q5 日新製鋼の株式は、いつまで売買できるのか？

A5 本株式交換により当社株式は上場廃止となりますので、上場廃止日（2018年12月26日）の前日である2018年12月25日まで売買できます。
なお、交付される新日鐵住金の株式は2019年1月4日より売買が可能です。

Q6 当期の配当はどうなるのか？

A6 中間配当につきましては、2018年9月30日における最終の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対して、当社取締役会決議に基づき支払われる予定です。
なお、本株式交換により交付された新日鐵住金の株式をそのままご所有いただきますと、2019年3月31日における最終の同社株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対して、同社株主総会決議に基づき、同社から期末配当が支払われる予定です。

（注）2018年度における当社中間配当及び新日鐵住金の期末配当は現時点で未定であり、今後両社の機関決議により決定される予定です。

以上

日新製鋼株式会社

本資料に関するお問合せ先

総務部 TEL 03-3216-5565

ホームページ アドレス

<http://www.nisshin-steel.co.jp/>